

紋別市津波避難計画

平成29年9月

紋 別 市

目 次

第1章 総則

- 1 目的 1
- 2 計画の修正 1
- 3 用語の意味 1

第2章 避難計画

- 1 津波浸水予想地域 3
- 2 津波浸水予測地域図 3
- 3 津波到達予測（想定） 4
- 4 避難方法 4
- 5 避難困難地域の対応 4
- 6 避難経路の設定 7
- 7 津波災害時における指定緊急避難場所一覧 8

第3章 初動体制（職員の参集等）

- 1 連絡・参集体制 9
- 2 配備体制 9
- 3 津波警報等伝達系統図 10
- 4 災害情報連絡系統図 11

第4章 津波情報等の収集・伝達 12

第5章 避難指示（緊急）の発令

- 1 発令の判断基準 13
- 2 伝達方法 13
- 3 避難指示（緊急）の伝達文 13
- 4 避難指示（緊急）の解除 14

第6章 津波防災教育及び啓発

- 1 津波に対する教育・啓発 15

第7章 津波避難訓練の実施

- 1 避難訓練の実施 16
- 2 避難訓練の内容 16

第8章 冬期間の対策

- 1 交通障害対策等 16
- 2 避難場所等の対策等 16

第9章 その他の留意点

- 1 観光客、観光施設等の避難支援対策 17
- 2 避難行動要支援者の避難対策 17
- 3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進 17
- 4 船舶に係る避難対策 17
- 5 港湾における津波避難対策について 17

- 別記資料「船舶に係る避難対策」 18

第1章 総 則

1 目的

紋別市（以下「市」という。）では、平成23年3月北海道総務部危機対策局危機対策課発出「平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）」を参考に津波ハザードマップ（平成25年3月発行）を作成し、全戸配布しました。

こうした中、本市においても、今後、発生が予想される津波災害に対し、市民の生命及び身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的として津波避難計画を定めることとしました。

本計画は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでのおおむね数時間から2、3日の間において、住民等の生命、身体の安全を確保するため、円滑な津波避難を行うための計画であり、住民、自主防災組織、各地域の町内会等が地域における避難対策を検討する上での指針となるものです。

2 計画の修正

市は、この計画について、随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正します。

3 用語の意味

（1）津波浸水予想地域

想定する津波が、陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。

（2）避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮した津波浸水予想地域に基づき、市が指定する範囲をいう。

（3）避難目標地点

津波の危険から、生命の安全を確保するために避難対象地域の外側に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

（4）避難路及び避難経路

避難目標地点まで最も短時間で、かつ、安全に到達できる主要道路で、市が指定するものを「避難路」といい、その他の道路で住民が指定するものを「避難経路」という。

（5）避難場所

津波の危険から避難をするため、避難対象地域の外側に市が指定する場所をいう。

（6）避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外側、又は避難場所に避難をすることが困難な地域をいう。

（7）避難ビル（津波避難ビル）

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市、自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

(8) 避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時等において何らかの支援が必要な者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。

(9) 避難支援者

避難行動要支援者の支援に当たる者をいう。

(10) 避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

(11) 関係機関

避難行動要支援者の避難支援に関する協力者をいう。

(12) 遡上高

津波が海岸から内陸へ駆け上がる時の高さをいう。

※ (3)、(5) 及び (7) を総称して「避難先」という。

第2章 避難計画

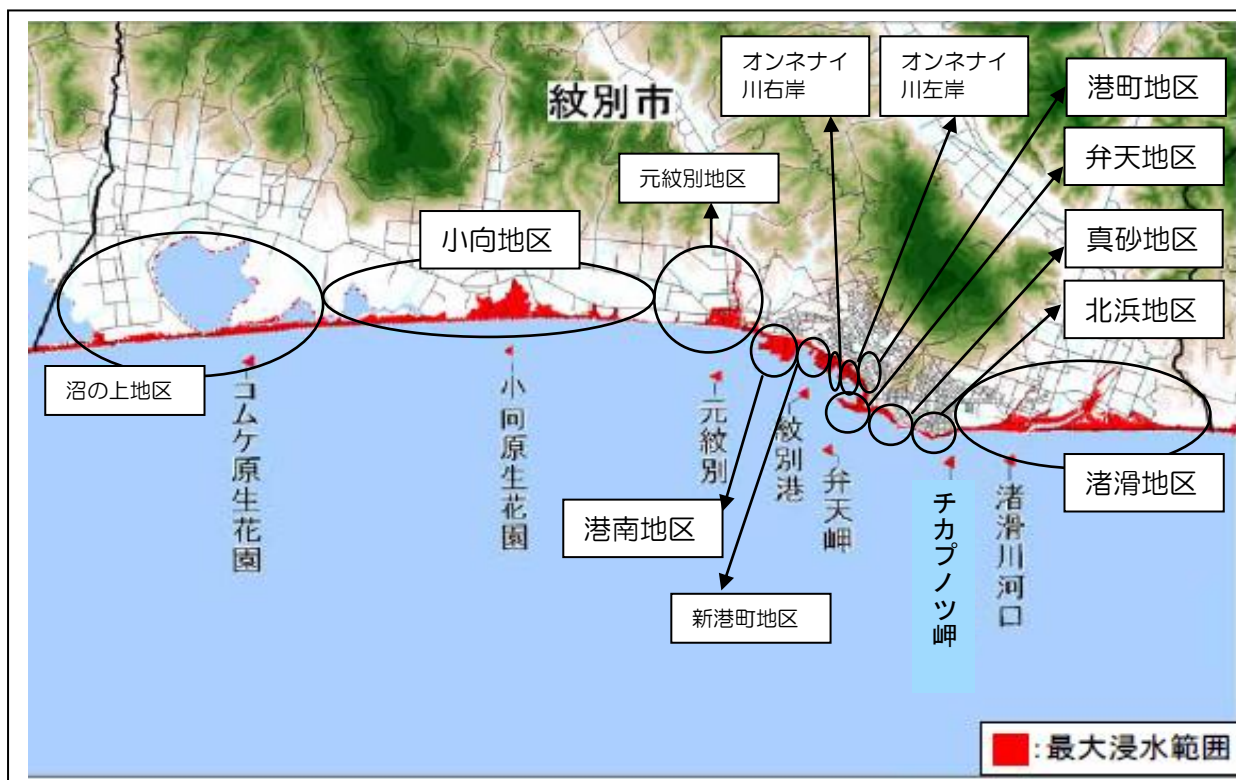
1 津波浸水予想地域

市では、平成23年3月に北海道総務部危機対策局危機対策課が発出した「平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）」に基づき、津波が陸上に遡上した場合に浸水が予想される範囲を津波浸水予想地域として設定します。

○津波避難対象地域 (世帯・人口：平成29年6月末現在)

地区	世帯数	人口	避難対象地域
渚滑地区	388	697	渚滑町1～5丁目、川向
北浜地区	137	284	北浜町1・3丁目
真砂地区	31	66	真砂町4・5丁目
弁天地区	77	145	弁天町1～3丁目
港町地区	267	444	港町1～8丁目
オンネナイ川左岸	5	13	本町8丁目
オンネナイ川右岸	118	187	南が丘町1丁目
新港町地区	12	15	新港町1～4丁目
港南地区	0	0	海洋公園
元紋別地区	163	319	元紋別
小向地区	88	208	小向市街から海側
沼の上地区	77	151	沼の上（海側）
計	1,363	2,529	

2 津波浸水予測地域図



3 津波到達予測（想定）

市では、平成23年3月北海道総務部危機対策局危機対策課発出「平成22年度津波シミュレーション及び被害想定調査業務（オホーツク海沿岸）」に基づき、津波の到達時間（影響開始時間）が最短となるモデルをベースに浸水想定（予測）を設定しました。

【紋別沖の地震（+20°）による津波到達時間等】

市町村名	地名	影響開始 時間（分） ±20cm	陸域被害 警戒時間（分） +1.0m	第1波 到達時間 （分）	最大 遡上高 （m）
紋別市	渚滑川河口	22	79	27	3.8
	チカプノツ岬	22	78	27	4.1
	弁天岬	23	38	25	4.8
	紋別港	25	79	30	5.1
	元紋別	25	81	31	3.7
	小向原生花園	26	78	31	4.3
	コムケ原生花園	26	76	31	3.5

※津波到達時間は地震の発生場所、規模等により予測時間よりも早く到達することがあります。

※（+20°）とは断層の角度を示します。

4 避難方法

避難は原則として徒歩としますが、避難場所までの距離が相当ある場合や要配慮者が避難する場合など、やむを得ず徒歩以外の手段で避難をしなければならない場合もあることから、その実情に応じた避難方法を検討して行くものとします。

5 避難困難地域の対応

避難困難地域は、今後、自主防災組織、町内会等と避難ビルの指定や避難方法など、地区ごとの個別計画の策定について協議して行きます。

（1）津波到達予測時間は、渚滑川河口から弁天岬までを22分、紋別港からコムケ原生花園までを25分と設定します。

（2）歩行速度は、北海道津波避難計画策定指針の歩行困難者、身体障がい者等の0.5m/秒を目安とします。

また、避難開始までの時間については、北海道津波避難計画策定指針に基づき、5分とします。

（3）避難可能距離の設定は、次に示すとおりとします。

【渚滑川河口～弁天岬】

$$\begin{aligned} \text{歩行速度 } 0.5\text{m/秒} \times (\text{津波到達時間 } 22 \text{ 分} - \text{避難開始までの時間 } 5 \text{ 分}) &= 510\text{m} \\ 0.5\text{m/秒} &\Rightarrow 30\text{m/分} && \simeq \underline{500\text{m}} \end{aligned}$$

【紋別港～コムケ原生花園】

$$\begin{aligned} \text{歩行速度 } 0.5\text{m/秒} \times (\text{津波到達時間 } 25 \text{ 分} - \text{避難開始までの時間 } 5 \text{ 分}) &= \underline{600\text{m}} \\ 0.5\text{m/秒} &\Rightarrow 30\text{m/分} \end{aligned}$$

(4) 地区別の避難路

○【渚滑川河口～弁天岬】(500m)

※標高は、地理院地図(電子国土 web)から引用

地区	避難対象地域	避難路	避難目標地点	避難困難地域
渚滑地区	渚滑町1丁目	道道紋別丸瀬布線(305号線) →南3号線→北浜第1号線	給食センター周辺 標高10m	道道紋別丸瀬布線 (305号線)沿い
	渚滑町2丁目	道道紋別丸瀬布線(305号線) →山の上線	ネバーランド駐車場 標高13m	道道紋別丸瀬布線 (305号線)沿い
	渚滑町3丁目	道道紋別丸瀬布線(305号線)→山の上線	ネバーランド駐車場 標高13m	
		国道238号線→南1号線 渚滑2線→道道紋別丸瀬布線(305号線)	南1号線標高13m 渚滑パークゴルフ (佐川急便方面) 標高9~10m	
	渚滑町4丁目 古川両岸地域	渚滑2線→道道紋別丸瀬布線(305号線)	渚滑パークゴルフ (佐川急便方面) 標高9~10m	
		道道紋別丸瀬布線(305号線)→渚滑3線	渚滑市民センター駐 車場 標高15m	
	渚滑町5丁目	渚滑基線→渚滑2線 →道道紋別丸瀬布線(305号線)	渚滑パークゴルフ (佐川急便方面) 標高9~10m	渚滑児童館付近
		渚滑基線→道道紋別丸瀬布線(305号線) →渚滑3線	渚滑市民センター駐 車場 標高15m	
渚滑町川向	国道238号線→川向豊丘山手線 →川向豊丘線	川向豊丘線高台道路 標高20m	国道238号線沿 い	
北浜地区	北浜町1丁目 沿岸地域	道道紋別丸瀬布線(305号線) →ゆうやけ通り線→落石第1号線	北浜第2号公園 標高11m	
		道道紋別丸瀬布線(305号線) →北浜第7号線 道道紋別丸瀬布線(305号線)→南4号線 →北浜第1号線	給食センター周辺 標高10m	
	北浜町3丁目 沿岸地域	道道紋別丸瀬布線(305号線)→南4号線 →北浜第1号線	給食センター周辺 標高10m	
		道道紋別丸瀬布線(305号線) →北浜第17号線 道道紋別丸瀬布線(305号線) →南3号線→北浜第1号線		
真砂地区	真砂町4丁目 沿岸地域	陰浜線→真砂潮見線	潮見小学校グラウン ド 標高19~32m	
		階段→道道紋別丸瀬布線(305号線) →真砂潮見線		
	真砂町5丁目 沿岸地域	陰浜線→真砂潮見線	潮見小学校グラウン ド 標高19~32m	
道道紋別丸瀬布線(305号線) →真砂潮見線 道道紋別丸瀬布線(305号線) →ゆうやけ通り線				
弁天地区	弁天町1丁目	弁天第5号線→弁天第1号線→道道中渚 滑紋別停車場線(713号線)→山の上線	市役所駐車場 標高14~19m	弁天町1丁目 4番地地域
	弁天町2丁目	藤野通線→山の上線	市役所駐車場 標高14~19m	
	弁天町3丁目	陰浜線→山手線→山の上線 階段→幸町第2号線→潮見第8号線	市役所駐車場 標高14~19m	

○【紋別港～コムケ原生花園】(600m) ※標高は、地理院地図(電子国土 web)から引用

地区	避難対象地域	避難路	避難目標地点	避難困難地域
港町地区	港町1丁目	道道中渚滑紋別停車場線(713号線) →山の上線	市役所駐車場 標高 14~19m	
	港町2丁目	山の上線	市役所駐車場 標高 14~19m	
		2丁目線	中央公園 標高 14~17m	
	港町3丁目	2丁目線	中央公園 標高 14~17m	
		3丁目線	博物館駐車場 標高 20m	
	港町4丁目	3丁目線 道道中渚滑紋別停車場線(713号線)	氷紋の駅駐車場 標高 20m	
	港町5丁目	道道中渚滑紋別停車場線(713号線)	氷紋の駅駐車場 標高 20m	
		港町8号線→5丁目線	オホーツクパレス 駐車場 標高 18m	
	港町6丁目	港町8号線→5丁目線	オホーツクパレス 駐車場 標高 18m	
		港町第10号線→6丁目線	はーとびあ駐車場 標高 12m	
港町7丁目	港町第10号線→ 道道紋別港線(304号線)→6丁目線 →道道紋別丸瀬布線(305号線)	旧パチンコニュー ジャパン駐車場 標高 11m		
	港町第11号線→ 道道紋別港線(304号線)→6丁目線 →道道紋別丸瀬布線(305号線)			
	港町第12号線 →道道紋別丸瀬布線(305号線)			
港町8丁目	港町第12号線 →道道紋別丸瀬布線(305号線)	紋別中学校グラウン ド 標高 21~22m		
	道道紋別港線(304号線)	南が丘大通グリーン ベルト 標高 16~22m		
川左岸 オナイ ネ	本町8丁目	道道紋別丸瀬布線(305号線)	紋別中学校グラウン ド 標高 21~22m	
川右岸 オナイ ネ	南が丘町 1丁目			
新港町地区	新港町1丁目	道道紋別丸瀬布線(305号線)	紋別中学校グラウン ド標高 21~22m	
		新港港南線→道道紋別港線(304号線)	南が丘大通グリーン ベルト標高 16~22m	
	新港町2丁目	紋別港案内広場階段	紋別港案内広場・南 が丘オホーツク会館 駐車場 標高 20m	
		新港町第2号線 →道道紋別港線(304号線)	南が丘大通グリーン ベルト標高 16~22m	
	新港町3丁目	紋別港案内広場階段	紋別港案内広場・南 が丘オホーツク会館 駐車場 標高 20m	
新港町第2号線 →道道紋別港線(304号線)		南が丘大通グリーン ベルト標高 16~22m		
新港町4丁目	新港港南線→道道紋別港線(304号線)	道道紋別港線(304 号線)北方建設産業 (株)周辺道路 標高 12~18m	新港町4丁目全域	

○【紋別港～コムケ原生花園】(600m) ※標高は、地理院地図(電子国土 web)から引用

地区	避難対象地域	避難路	避難目標地点	避難困難地域
港南地区	海洋公園	港南1号線→新港港南線 →道道紋別港線(304号線)	道道紋別港線(304号線)北方建設産業(株)周辺道路 標高12~18m	海洋交流館地域 オホーツクタワー
元紋別地区	元紋別3・4・9元紋別浜通周辺	元紋別第1号線 →道道紋別港線(304号線)	道道紋別港線(304号線)北方建設産業(株)周辺道路 標高12~18m	元紋別3・4・9元紋別浜通周辺
	元紋別元丘川周辺	道道紋別丸瀬布線(305号線)	イエローハット周辺 標高20m	
	元紋別市街	道道紋別丸瀬布線(305号線) →元紋別橋→元丘線	佐藤木材工業(株)チップ工場周辺 標高10m	元紋別市街地全域
	元紋別国道238号線沿い海岸側	国道238号線	道立オホーツク流水公園駐車場 標高14m	
小向地区	小向国道238号線沿い海岸側	国道238号線→道道小向元紋別線 小向8線海岸線→国道238号線 →道道小向元紋別線(873号線)	道道小向元紋別線道路 標高17m	
沼の上地区	沼の上国道238号線沿い海岸側	シブノツナイ線→国道238号線 沼の上開発北1線→国道238号線 沼の上空港線→国道238号線	沼の上市街地 標高13m	三室番屋周辺 旧紋別空港

6 避難経路の設定

避難経路については、今後、自主防災組織、町内会等と経路の指定について協議して行きます。

7 津波災害時における指定緊急避難場所一覧

避難指示（緊急）が発令された場合の指定緊急避難場所については、次のとおりとしますが、市の避難情報を確認し、適切な避難先に避難してください。

地 区	避難対象区域	避難先 (指定緊急避難場所)	収容可能 人員(人)
渚滑地区	渚滑町1丁目	潮見中学校（標高 25m）	540
	渚滑町2丁目	紋別高等養護学校（標高 14m）	410
	渚滑町3～7丁目	渚滑市民センター（標高 15m）	250
	渚滑町川向		
北浜地区	北浜町1・3丁目	潮見中学校（標高 25m）	540
真砂地区	真砂町4・5丁目	潮見小学校（標高 21m）	870
弁天地区	弁天町1～3丁目	市民会館（標高 28m）	310
港町地区	港町1～4丁目		
	港町5・6丁目	オホーツク交流センター（標高 16m）	80
	港町7・8丁目	紋別中学校（標高 25m）	880
オンネナイ 川左岸	本町8丁目		
オンネナイ 川右岸	南が丘町1丁目		
新港町地区	新港町1～4丁目	紋別高等学校（標高 29m）	780
港南地区	海洋公園	紋別運動公園（標高 31m）	26,670
元紋別地区	元紋別	南丘小学校（標高 32m）	570
小向地区	小向市街から海側	小向小学校（標高 17m）	270
沼の上地区	沼の上（海岸側）	沼の上生活改善センター（標高 19m）	40

第3章 初動体制（職員の参集等）

1 連絡・参集体制

市は、災害が発生したときには、「紋別市地域防災計画地震津波災害対策編第1章応急活動体制」に基づき、直ちに震災非常配備体制をとり、必要に応じて災害対策本部を設置し、発災初期の応急対策の実施や被害の救援に当たります。

（1）勤務時間内における災害対応

- ① 非常配備体制が指令された場合又は災害対策本部を設置した場合には、本部長（市長）の指示により関係部長に対し通知するとともに、庁内放送等により職員に周知します。
- ② 各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えます。

（2）勤務時間外における参集

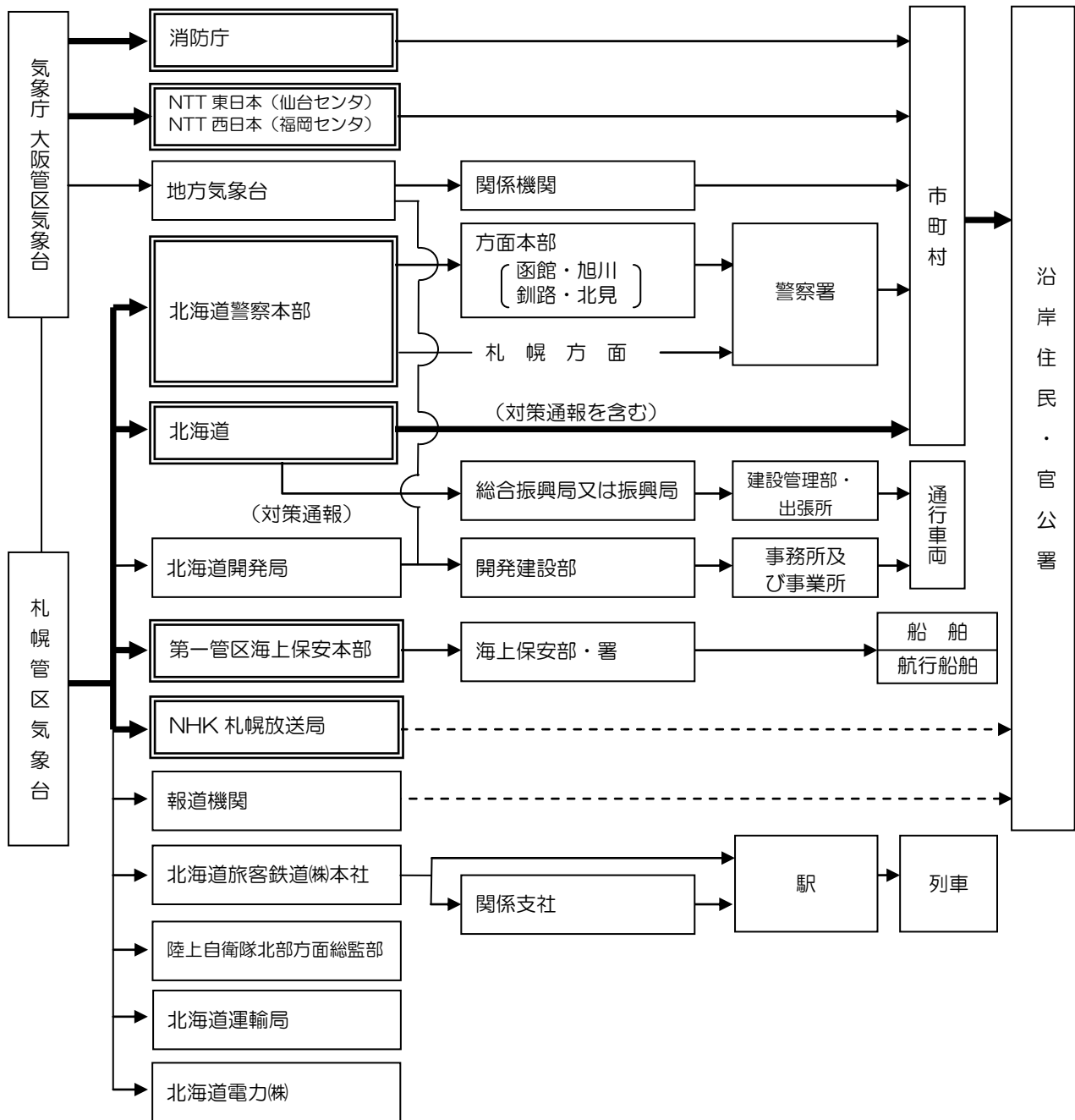
- ① 休日及び勤務時間外などの閉庁時については、電話回線通話の可否にかかわらず集合連絡はしないこととし、震度4以上の地震発生や津波注意報等の覚知後、速やかに配備基準に基づき、所定の場所に参集します。
- ② 職員の非常登庁を要する事態が発生した場合における各所属長又は各係長は、30分ごとの職員参集状況を記録し、必要に応じて庶務課長へ参集状況を報告します。

2 配備体制

津波災害対策のための配備体制は「紋別市地域防災計画地震津波災害対策編第1章応急活動体制」によるものとします。なお、配備体制は、次のとおりです。

区分	配備体制	配備基準	配備要員
災害対策本部 設置前	震災第1 非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度4の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・ 被害は軽微と見込まれるが、公共機関、施設及び市内状況を掌握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。 ・ オホーツク海沿岸に津波注意報が発表されたとき。 	総務部庶務課 各所属長
災害対策本部 設置後	震災第2 非常配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱又は5強以上の地震が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・ オホーツク海沿岸に大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されたとき。 ・ 市内で地震による津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 	主任以上の市職員の参集及び関係部署の人員の参集
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度6弱以上の地震が発生したとき。 	全職員

3 津波警報等伝達系統図



※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先

(太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

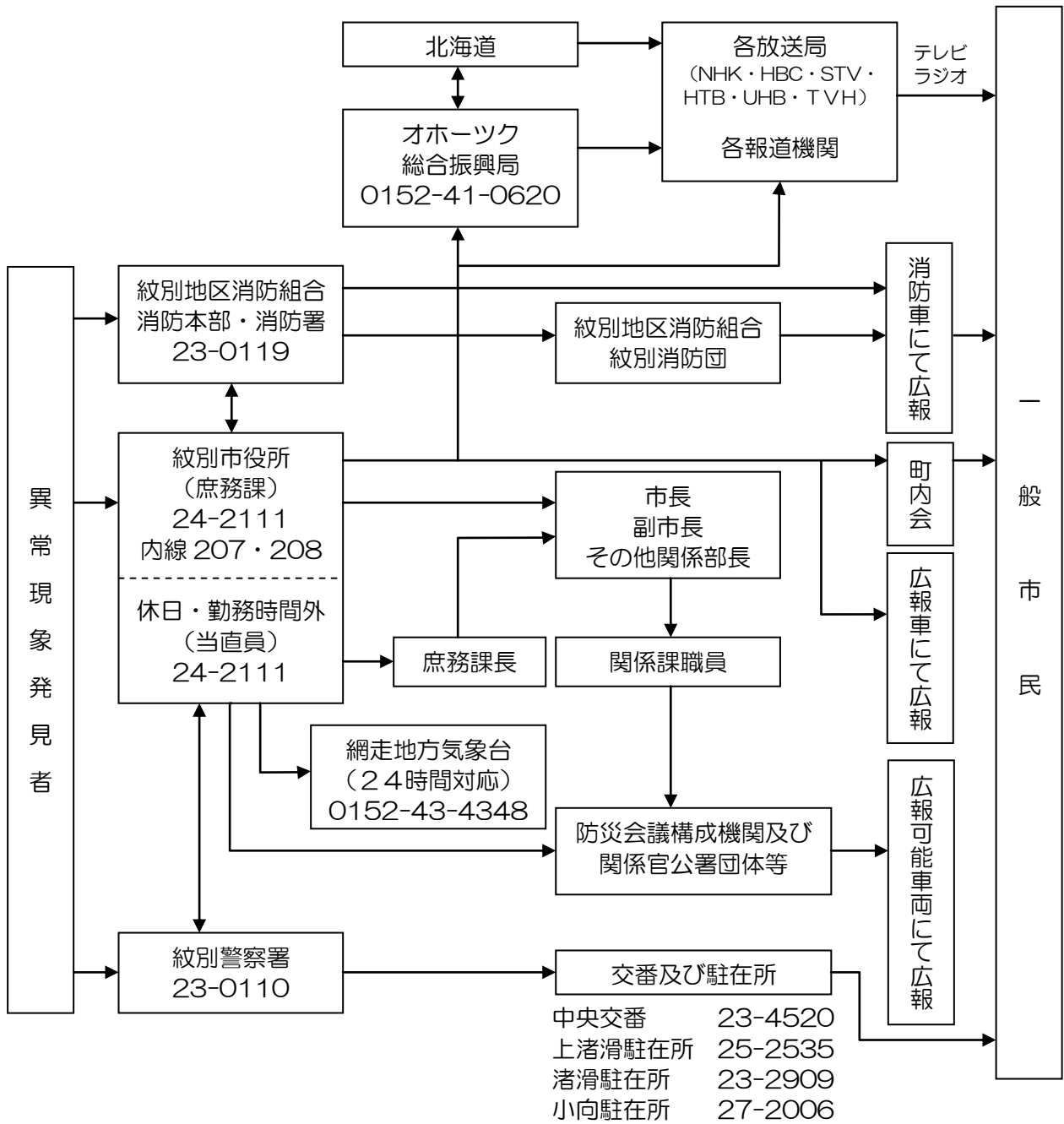
--▶ は、放送

→ は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

・ NTT 東日本 (仙台センタ) 及び NTT 西日本 (福岡センタ) には、津波警報と大津波警報 (特別警報) の発表と解除のみ通報

・ 対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

4 災害情報連絡系統図



第4章 津波情報等の収集・伝達

津波来襲に備えた情報の収集と伝達は、次のとおり行うものとします。

(1) 気象庁等から収集する津波情報等は、次のとおりとします。

ア 津波に関する情報

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合にその時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な情報を発表

イ 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想区分

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報 (特別警報)	10m ~	10m超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	(表記しない)

※ マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合には、正確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表されますが、このときに予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表されます。その後、正確な地震の規模が確定した段階で予想される津波の高さが数値で示されます。

(2) 海面監視による情報収集

地震発生後の津波来襲監視については、現地での監視に当たる職員の安全を十分確保した監視体制のもと実施することとし、気象庁が発表する潮位観測情報を活用します。

監視等位置	区分	実施機関
紋別市南が丘町 紋別特別地域気象観測所	海面監視	網走地方気象台

第5章 避難指示（緊急）の発令

1 発令の判断基準

津波警報等が発表された場合又はもしくは海面監視により異常現象を発見した場合には、市長及び関係機関は、津波来襲に備え、沿岸住民等に対して直ちに避難等をするように指示を行います。

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	避難対象区域
(緊急) 避難指示	1 大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	2 津波警報が発表された場合	
	3 津波注意報が発表された場合	海岸堤防等より海側の区域

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令します。

なお、津波注意報発表の場合は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を対象に避難指示（緊急）を発令します。

2 伝達方法

市民等への避難情報の伝達方法は、次のとおりとします。

手段	内容
テレビ	市のほか、全国、全道の気象情報や被災情報が放送されます。
ラジオ	FM（NHK 85.1メガヘルツ）では全国、全道の気象情報や被災情報が放送されます。
インターネット	市のホームページで災害情報などをお知らせいたします。 パソコンで「紋別市」と入力し検索してください。
携帯電話	携帯電話を活用し気象情報や避難情報などさまざまな災害情報を入手できます。
消防サイレン	市役所庁舎並びに元紋別、渚滑、小向及び沼の上の消防団庁舎から津波警報サイレンを吹鳴します。 ※上渚滑の消防団庁舎については、必要に応じて吹鳴します。
その他	市職員及び消防による広報活動、緊急速報メール配信、登録制メール配信、町内会長への連絡、教育委員会から学校への連絡等を実施します。

3 避難指示（緊急）の伝達文

(1) 避難指示（緊急）の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

<p>■こちらは、紋別市です。</p> <p>■ただいま、津波警報（大津波警報）が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。</p> <p>※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。</p>
--

【緊急速報メールの文例】

紋別市：避難指示（緊急）

〇〇/〇〇 〇〇：〇〇

地区：市内沿岸地区全域

理由：大津波警報発表

備考：沿岸部の方は、直ちに高台等へ避難し、身の安全を確保してください

詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください

（２）避難指示（緊急）の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■こちらは、紋別市です。

■ただいま、津波注意報が発表されたため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。

（３）避難指示（緊急）の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■こちらは、紋別市です。

■ただいま、津波が発生する可能性があるため、直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効です。

４ 避難指示（緊急）の解除

避難指示（緊急）の解除は、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本とします。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とします。

第6章 津波防災教育及び啓発

1 津波に対する教育及び啓発

津波対策の教育及び啓発において最も大切なことは、住民などに対して「自分の命は自分で守る」という観点に立ち、海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難という基本的な事項を周知徹底し、実行させることが大切です。

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の津波の危険性、津波避難計画等について教育及び啓発を実施します。

(1) 住民に対する啓発事項

ア 強い揺れ（震度4程度以上）又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難します。

イ 「巨大」の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定して最大限の避難等の防災対応をとります。

ウ 地震を感じなくても、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに海岸や河川から離れ、高台等の安全な場所に避難します。

エ 津波注意報であっても、海水浴や磯釣りは危険ですので行わないこととします。

オ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等で入手します。

カ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報の解除までは気をゆるめず、海岸や河川に近づかないこととします。

キ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とします。

ク 自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促します。

(2) 学校等における防災教育の推進

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童及び生徒が津波の特性を正しく理解することができるよう、防災教育の一環として津波防災教育を行うとともに、緊急地震速報等を取り入れた津波避難訓練を実施します。

(3) 自主防災組織の育成

市は、地震・津波による災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下、地域住民、事業所等による自主防災組織の設置及び育成を推進します。その際、女性の参画の促進に努めます。

(4) 住民参加による地区別の津波避難計画の策定

市は、津波ハザードマップにより、津波浸水予想地域の住民、自主防災組織、町内会等に対して津波災害のリスクについて十分な周知を行います。

また、住民、自主防災組織、町内会等が主体となったワークショップ等を開催し、地域の地形や土地利用の状況を考慮しながら避難場所、避難経路等を選定し、地区別の津波避難計画の作成について協議して行きます。

第7章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の把握及び検証を行うため、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施します。

1 避難訓練の実施

- (1) 避難訓練は、防災関係機関と地域が連携した訓練となるように計画し、地域ぐるみの実施体制を確立するよう努めます。
- (2) 訓練の実施時期は、地域住民が参加しやすい日時に設定することを原則とします。

2 避難訓練の内容

- (1) 訓練は、津波被害が発生する地震を想定し、震源、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を想定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った訓練内容を設定します。
- (2) 初動体制並びに情報収集及び伝達ルートの確認や情報伝達のための通信機器類の操作方法の習熟のための訓練内容を設定します。
- (3) 地域住民の津波災害への対応力や避難意識を高めていくため、津波が発生した事態を想定して、その時の対応や備えについて考える災害図上訓練などを実施し、その成果を避難訓練に反映していく取り組みについても検討します。

第8章 冬期間の対策

1 交通障害対策等

- (1) 道路交通確保
関係機関等が所管する緊急輸送道路や本計画で指定する避難路について、優先的な除雪体制を確立するほか、一般道路についても、厳冬期については路面凍結が発生し、徒歩避難や車椅子による避難が難しくなるため、住民自らが自宅前の歩道除雪などに努めます。
- (2) 雪崩対策
避難路の雪崩危険箇所の把握に努めます。

2 避難場所等の対策等

- (1) 電力の確保
市は、大雪等により送電施設等が被災して長時間の停電が発生した場合を想定して、避難場所等で使用する発電機やポータブルストーブの配備状況等を把握します。
- (2) 避難生活環境の確保
市は、大雪等による道路の通行止めによる孤立集落の把握や、避難場所等の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄の配備状況等を把握します。

(3) 救助・救出体制の強化

市は、大雪の時には、自力脱出困難者の救助・救出が困難となる場合が想定されるため、救助・救出体制の強化を図ります。

第9章 その他の留意点

1 観光客、観光施設等の避難支援対策

(1) 観光客等の避難対策

津波警報等発表時は、観光協会、ホテル、観光施設等へ一斉FAXにより情報提供を行い、観光客等に対しての避難誘導は、施設管理者が行うものとします。

(2) 施設管理者等の避難対策

海岸地域の来遊者等が多数集まる観光施設、宿泊施設やその他の事業所などについては、施設の管理者等が利用者や従業員等を避難させる必要があります。そのため、施設の管理者等は、情報収集手段の確保や利用者等に対する情報伝達方法、避難誘導方法等を定めた津波避難マニュアルの策定に努め、市はこれに対し、必要な助言を行うものとします。

2 避難行動要支援者の避難対策

市は、「紋別市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（平成28年6月施行）に基づき、避難行動要支援者の現状把握に努めるとともに、避難支援者の安全確保を含めた避難対策を講じるものとします。

(1) 安否の確認

避難行動要支援者の安否確認については、避難支援者、避難支援等関係者及び関係機関の協力の下、速やかに行うよう努めます。

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援に当たっては、津波到達予測時間等を考慮しながら、安全かつ迅速に避難できるよう努めます。

3 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の推進

避難行動要支援者を津波から守るためには、周辺住民の応援、或いは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待することが大きいことから、市は、町内会等を中心とした自主防災組織の結成を促し、この組織と消防団との連携を図り、地域コミュニティの防災体制の充実を図ることができるよう努めます。

4 船舶に係る避難対策

船舶に係る避難対策については、別記資料のとおりとします。

5 港湾における津波避難対策について

(1) 津波避難対策の周知及び啓発

市は港湾区域の施設管理者等に対して、津波の危険性、津波避難対策等について、周知及び啓発を行い、企業等の就労者や施設利用者が安全に避難できるよう働きかけます。

(2) 港湾区域における避難の判断基準等

市の津波避難の発令基準に沿って行います。

別記資料 「船舶に係る避難対策」

対応区分	津波警報、注意報の種類		津波襲来までの時間的余裕	船舶の対応					その他の対応	
				大型船、中型船(漁船・作業船を含む)			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		港湾工事等海事関係者	船舶代理店
				港内着岸船	錨泊船	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船		
津波警戒 (大津波警報)	大津波警報	10m (10m<予想高さ)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊	人命優先対応	人命優先対応
		10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	有り	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 資機材流出防止措置	取扱船舶の係留避泊 又は港外退避の周知
津波警戒 (津波警報)	津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊	人命優先対応	人命優先対応
			有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 資機材流出防止措置	取扱船舶の係留避泊 又は港外退避の周知
津波注意	津波注意報	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	/	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 資機材流出防止措置	取扱船舶の係留避泊 又は港外退避の周知
状況確認 船舶等	地震	震度5弱以上の地震が発生した時 (津波注意報・警報無し)	/	固縛、係留状況の確認	錨泊状況の確認	情報注意	固縛、係留状況の確認	錨泊状況の確認 航行船は情報注意	工事・作業中止 資機材、施設等の状況確認	取扱船舶への状況確認

津波襲来までの時間的余裕

- 有り：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- 無し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 陸上避難：船舶での避難は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
- 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊)。
- 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)。
- 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。)
- 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

※オホーツク海沿岸地震・津波・台風等対策連絡会発出 別紙 平成28年8月12日改正「地震・津波等に対する船舶等対応表」より

紋別市津波避難計画

作成：紋別市総務部庶務課
(危機対策担当)

TEL 0158-24-2111 (内線 207)